

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

| | | | |
|------------------|---|-------|----------------|
| 補助金名称 | 保存樹林・樹木補助金 | | |
| 所管部署 | 土木部 みち・みどり室 | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、枚方市保存樹等管理補助金交付要綱、枚方市みどりの基本計画 | | |
| 交付の目的 | 良好な都市環境を守り、美観風致を維持するため、本市が指定した樹木の保存に対して、維持管理費の一助として樹木保護要領で定める補助金の交付を行い、枚方市内の私有樹木・樹林の保存を援助していくもの。 | | |
| 補助対象経費 | 保存樹木の維持管理経費として、(1)1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。(2)高さが15メートル以上であるもの。(3)株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの。(4)推定100年以上生育し、由緒あるもの の条件を設け、補助金を交付している。また、樹林については、面積500平方メートル以上のものを対象としている。 | | |
| 補助率・補助額 | 定額補助 | | |
| 交付先 | 個人または宗教法人(社寺林) | | |
| 開始年度 | 昭和49年度 | 終期年度 | R4年度末(サンセット期日) |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | ○ | 団体運営補助 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | 事業費補助 |
| | | | その他 |

2. 補助金の決算状況等

| | | | | (千円) | | |
|------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | | H28 | H29 | H30 | | |
| 予算額 | | 1,060 | 1,050 | 1,050 | | |
| 決算額 | | 1,050 | 910 | 950 | | |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | 0 | | |
| | その他 | 1,050 | 910 | 950 | | |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | (件) | | |
| 交付実績 | | 22 | 22 | 22 | | |

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

| 視点 | チェックポイント | チェック |
|-----|--|------|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ |
| | ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。 | ✓ |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。 | ✓ |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ |

ii 補助金制度の検証

| 視点 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|-----|--|------|-----|--------|
| 必要性 | 調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。 | ✓ | | |
| | 一定数の交付申請件数がある。 | ✓ | | |
| 有効性 | 補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。 | ✓ | | |
| | 終期設定がされている。 | ✓ | | |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。 | ✓ | | |

②補助金性質分類別の視点

制度的補助

| 該当 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|----|---------------------------------|------|-----|--------|
| ○ | 国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。 | ✓ | | |
| | 市単独の上乗せ等を行っていない。 | ✓ | | |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 改善して継続 |
|--|---|
| 上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」) | <p>市街地に残る貴重なみどりである社寺林・孤立林等は、市民生活に潤いと安らぎ、安心感をもたらすとともに、まちの景観の風格の向上や生物多様性の保全、暑熱環境の改善等、多様な効果を有している。</p> <p>保存樹木・樹木の補助金は、枚方市の美観風致を維持するとともに、淀川と東部の里山をつなぐこれら貴重なみどりを保全するために必要な事業であり、今後とも継続するものである。</p> <p>なお、令和元年度は、保存樹木の台帳整理が20年以上行われていないことから、現状の保存樹木の状況や範囲の確認を行うため調査委託を実施した。</p> <p>今後は、新たに作成された台帳及び報告書を基に、枯損木などに対し効率的な維持管理を行えるよう適宜助言しながら良好なみどりを引き続き保全していく。</p> |
| 対応完了・廃止予定時期 | 令和5年4月 |

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

| | | | |
|------------------|--|--------|----------------|
| 補助金名称 | 花と緑のまちづくり事業補助金 | | |
| 所管部署 | 土木部 みち・みどり室 | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市花と緑のまちづくり事業補助金交付要綱、一般財団法人民間都市開発推進機構 住民参加型まちづくりファンド支援事業実施要領、一般財団法人民間都市開発推進機構の拠出金を活用した助成事業の運用ガイドライン、枚方市みどりの基本計画 | | |
| 交付の目的 | 市内で自主的に行われる緑化の推進に係る活動を支援することにより、花と緑のまちづくりを促進し、その広がりや波及効果が期待でき、もって良好な居住環境の整備に資することを目的とする。 | | |
| 補助対象経費 | ①施設緑化事業…まちなかの身近な花と緑を増やすための下記の整備(補助額上限1件10～30万円、助成率ハード事業費総額の1/2)(1)花壇整備(2)屋上緑化(3)壁面緑化(4)駐車場緑化(5)生垣緑化(6)オープンガーデンづくり ②花と緑の拠点づくり事業…地域交流の場となる拠点づくり(事業費総額50万以上、補助額上限1拠点300万円)。事業例: 植マス設置、休憩所、パーゴラ、固定ベンチの設置等 (財)民間都市開発推進機構の2,000万円を使い切るまでは制限あり。 | | |
| 補助率・補助額 | その他 | | |
| 交付先 | 団体、個人 | | |
| 開始年度 | 平成26年度 | 終期年度 | R4年度末(サンセット期日) |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | 団体運営補助 | 事業費補助 ○ その他 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | |

2. 補助金の決算状況等

| | | | | (千円) | | |
|------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | | H28 | H29 | H30 | | |
| 予算額 | | 6,000 | 3,500 | 7,000 | | |
| 決算額 | | 5,148 | 2,850 | 100 | | |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | 0 | | |
| | その他 | 5,148 | 2,850 | 100 | | |
| | 一般財源 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | (件) | | |
| 交付実績 | | 3 | 1 | 1 | | |

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

| 視点 | チェックポイント | チェック |
|-----|--|------|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ |
| | ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。 | ✓ |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。 | ✓ |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ |

ii 補助金制度の検証

| 視点 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|-----|--|------|-----|--------|
| 必要性 | 調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。 | ✓ | | |
| | 一定数の交付申請件数がある。 | ✓ | | |
| 有効性 | 補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。 | ✓ | | |
| | 終期設定がされている。 | ✓ | | |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。 | ✓ | | |

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

| 該当 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|----|--------------------------------------|------|-----|--------|
| ○ | 市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。 | ✓ | | |
| | 交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。 | ✓ | | |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 改善して継続 |
|--|---|
| 上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」) | 枚方市みどりの基本計画の中で「庭の花壇や生垣の増加の促進」や「地域交流の場となる拠点づくりへの支援」を重点テーマと位置付けており、花と緑のまちづくり事業はそれらを達成するために重要な事業となる。利用のニーズに応じて補助内容や補助率を見直し、コミュニティ拠点や施設緑化の増加につながるよう改善した上で、継続していきたい。 |
| 対応完了・廃止予定時期 | 令和5年4月 |

補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

1. 補助金の内容

| | | | | | |
|------------------|--|-------|--------|--|----------------|
| 補助金名称 | 里山保全活動補助金 | | | | |
| 所管部署 | 土木部 みち・みどり室 | | | | |
| 根拠名称 (交付規則以外) | 枚方市里山保全活動補助金交付要綱、氷室地域まちづくり構想、枚方市里山保全基本計画、枚方市みどりの基本計画 | | | | |
| 交付の目的 | 枚方市里山保全基本計画に基づき、本市における第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山に存する樹林地の維持管理に係る活動を行う団体に対し補助金を交付することにより、里山保全活動を支援するとともに、本市における里山保全活動を安定的かつ継続的に行う体制の確立を図り、もって、里山の保全に資することを目的とする。 | | | | |
| 補助対象経費 | 維持管理活動の実施に要する経費(道具、医薬品、資材、保険料等) 普及・啓発活動の実施に要する経費(会場代、講師料、教材、印刷費等) その他、救命講習やチェーンソー、刈払機の安全教育受講料等 | | | | |
| 補助率・補助額 | その他 | | | | |
| 交付先 | 本市における第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を月1回程度、継続的に維持管理活動を行う団体。 | | | | |
| 開始年度 | 平成19年度 | | 終期年度 | | R4年度末(サンセット期日) |
| 補助金性質分類 | 制度的補助 | | 団体運営補助 | | 事業費補助 ○ その他 |
| 法令等での義務付け | なし | 法令等名称 | | | |

2. 補助金の決算状況等

| | | | | | (千円) | | |
|------|-------|-----|-----|-----|------|--|--|
| | | H28 | H29 | H30 | | | |
| 予算額 | | 900 | 900 | 900 | | | |
| 決算額 | | 616 | 656 | 486 | | | |
| 特定財源 | 国庫支出金 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 府支出金 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | その他 | 616 | 656 | 486 | | | |
| 一般財源 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | (件) | | |
| 交付実績 | | 6 | 6 | 5 | | | |

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点

i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

| 視点 | チェックポイント | チェック |
|-----|--|------|
| 公益性 | 補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。 | ✓ |
| 必要性 | 関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。 | ✓ |
| | ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。 | ✓ |
| 有効性 | 期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。 | ✓ |
| | 補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。 | ✓ |

ii 補助金制度の検証

| 視点 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|-----|--|------|-----|--------|
| 必要性 | 調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。 | ✓ | | |
| | 一定数の交付申請件数がある。 | ✓ | | |
| 有効性 | 補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。 | ✓ | | |
| | 終期設定がされている。 | ✓ | | |
| 公平性 | 要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| 妥当性 | 全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。 | ✓ | | |
| | 補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。 | ✓ | | |

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

| 該当 | チェックポイント | チェック | 対応案 | 対応予定時期 |
|----|--------------------------------------|------|-----|--------|
| ○ | 市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。 | ✓ | | |
| | 交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。 | ✓ | | |

4. 補助金の今後の方向性

| 方向性 | 改善して継続 |
|--|--|
| 上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」) | <p>東部地域里山保全基金を財源とした里山保全活動補助金であり、ボランティアで里山の保全、維持管理活動に思いを込めて取り組んでおられる団体の資材、ボランティア保険、啓発等の経費を対象に補助金を継続していく。</p> <p>また、本事業は開始から10年以上が経過しており、里山ボランティア活動団体の活動内容も変化してきていることから、現在の活動に即した対象品目(道具、資材等の取り扱い方)を見直していくものとする。</p> |
| 対応完了・廃止予定時期 | 令和5年4月 |